

東北地方幹線道路協議会規約

(名 称)

第一条 本会は、「東北地方幹線道路協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第二条 協議会は、東北地方における幹線道路に関する必要な事項について、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。

(構 成)

第三条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、東日本高速道路株式会社東北支社、その他会長が必要と認める機関の職員により構成する。

(組 織)

第四条 協議会の会長は国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 会長は協議会を統括する。
3. 協議会は委員会と専門部会から構成される。

(事 業)

第五条 協議会は第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡調整。
- 2) 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡調整。
- 3) 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関連する連絡調整。
- 4) 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡調整。
- 5) 東北地方における「道の駅」整備のあり方に関する調査・研究や、「道の駅」の選定・推薦及びこれに係る連絡調整。
- 6) その他目的を達成するために必要な事項。

(委員会)

第六条 委員会の委員長は協議会の会長である国土交通省東北地方整備局道路部長が当る。

2. 委員会の委員長は委員会を統括し委員会を招集する。

3. 委員会の座長は委員長が当る。

但し、委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4. 委員会の構成は別表－１のとおりとし、委員長はこの中から審議内容により指名招集する。

但し、必要に応じ委員長が指名する臨時委員を参加させることができる。

5. 専門部会の構成は別表－１のとおりとする。

但し、必要に応じ専門部会長が指名するものを参加させることができる。

(事務局)

第七条 協議会の運営に係る事務を行うため事務局を東北地方整備局道路部道路計画第二課におく。

但し、議題に応じ道路部関係課も協議会の運営に係る事務を行う。

附 則

この規約は平成 4年12月15日から施行する。

(平成 5年 3月10日一部改正)

(平成14年 6月26日一部改正)

(平成21年 6月 2日一部改正)

(平成30年 7月30日一部改正)

(令和 3年 5月24日一部改正)

(別表－1)

機 関	役 職	委員会	計画 部会	交通対策 部会	管理 部会	有料道路 部会	道の駅 部会	道の駅部会 作業部会	
東北地方整備局	道路部長	◎							
	道路部	◎	◎			◎	◎		
	道路情報管理官	○		◎	◎				
	企画部	◎	◎			◎	◎		
	企画課長	○	○			○	○		
	広域計画課長	○	○			○			
	道路部	◎			◎				
	路政課長	○			○				
	道路計画第一課長	○	○			○	○	◎	
	道路計画第一課 建設専門官	○						◎	
	道路計画第二課長	○	○				○	◎	
	道路計画第二課 課長補佐	○						○	
	地域道路課長	○	○	○		○	○		
	地域道路課 課長補佐	○						○	
	道路管理課長	○			○	○		○	
	道路管理課 建設専門官	○						○	
	交通対策課長	○			○	○		○	
	交通対策課 建設専門官	○						○	
	青森河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	岩手河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	三陸国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査課長								○
	南三陸沿岸国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	工務課長								○
	仙山河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	秋田河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	湯沢河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	能代河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	山形河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
	調査第二課長								○
	酒田河川国道事務所	事務所長	○						
	副所長			○	○		○	○	
調査第二課長								○	
福島河川国道事務所	事務所長	○							
副所長			○	○		○	○		
調査第二課長								○	
郡山国道事務所	事務所長	○							
副所長			○	○		○	○		
調査課長								○	
磐城国道事務所	事務所長	○							
副所長			○	○		○	○		
調査課長								○	
青森県	企画政策部	◎	◎						
	交通政策課長	○	○						
	県土整備部	◎	◎		◎	◎	◎		
	道路課長	○		◎	◎			◎	
道路課長代理	○						◎		
都市計画課長	○	◎							
青森県道路公社	道路部長					◎			
岩手県	交通政策室	◎	◎						
	地域交通課長	○	○						
	県土整備部	◎	◎		◎	◎	◎		
	道路建設課 総括課長	○				○			
道路環境課 総括課長	○	○	○		○	○			
道路環境課 維持担当課長	○						◎		
都市計画課 総括課長	○	◎							
宮城県	土木部	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	道路課長	○		◎	◎				
	道路管理担当補佐	○						◎	
都市計画課長	○	◎							
企画部	◎	◎							
地域交通政策課長	○								
宮城県道路公社	理事					◎			
仙台市	都市整備局	◎	◎			◎			
	総合交通政策部長	○	○			○			
建設局	道路部長	○	○	○	○	○	○		
	道路部長	○	○	○	○	○	○		
秋田県	企画振興部	◎	◎						
	総合政策課長	○	○						
建設部	都市計画課長	○	◎						
	道路課長	○	◎	◎	◎	◎	◎		
山形県	道路課 政策監	○						◎	
	県土整備部	◎	◎						
	都市計画課長	○	○			○	○		
	道路整備課長	○	○	○	○	○	○		
道路整備課 高速道路整備推進室長	○	○							
道路整備課 副主幹兼課長補佐	○						◎		
道路保全課長	○	○	○	○					
福島県	土木部	◎	◎						
	道路計画課長	○	○			○			
	道路整備課長	○	○			○	○		
	道路整備課 主幹兼副課長	○						◎	
	道路管理課長	○	○	○	○				
	高速道路室長	○	○			○			
	都市計画課長	○	◎						
まちづくり推進課長	○	○							
福島県道路公社	管理課長					◎			
東日本高速道路(株)東北支社	総合企画部	◎	◎			◎			
	総合企画課長	○	○			○			
	管理事業部	◎	◎			◎			
調査役	○	○			○				
交通技術課長	○				○				

◎委員長(部会長) ○委員(構成メンバー)

専門部会組織及び事業内容

専門部会名	事業内容	既協議会等
計画部会	<p>目的 東北地方における道路網計画の策定に関する調査・研究及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東北地方における総合的な交通体系に関する必要な事項 2. 道路整備の長期計画に関する必要な事項 3. 幹線道路網整備計画に関する必要な事項 4. 道路地下空間に関する広域ネットワーク計画及び地区地下利用計画に関する必要な事項 5. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方道路網検討会 ・道路地下空間利用連絡協議会
交通対策部会	<p>目的 東北地方における交通安全、渋滞・駐車等に関する調査・研究、総合的な整備計画策定及びこれに関連する連絡・調整を行う</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全に関する必要な事項 2. 渋滞対策に関する必要な事項 3. 道路案内標識に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方交通安全対策検討委員会 ・東北地方渋滞対策連絡協議会 ・東北地方駐車対策連絡協議会 ・東北ブロック道路標識適正化委員会
管理部会	<p>目的 東北地方における道路管理に関する調査・研究・整備計画の策定及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路管理に関する必要な事項 2. 除雪に関する必要な事項 3. 共同溝の整備や電線類の地中化に関する必要な事項 4. その他目的を達成するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪みち計画連絡会議 ・東北地方道路空間整備連絡協議会
有料道路部会	<p>目的 東北地方における有料道路事業の整備・管理に係る連絡・調整等の充実を図る。</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の道路整備計画と有料道路事業活用方針に係る連絡・調整 2. 有料道路の事業実施に係る連絡・調整 (一般道路事業との事業調整を含む) 3. 有料道路の管理に係る連絡・調整 4. その他目的を達成するために必要な事項 	
道の駅部会	<p>目的 東北地方における「道の駅」に関する調査・研究、及びこれに関する連絡・調整を行う。</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「道の駅」の整備に関する必要な事項 2. 「道の駅」の運用に関する必要な事項 3. その他目的を達成するために必要な事項 <p>必要に応じて上記以外の部会を開催する</p>	
その他		